

公益社団法人 京田辺市シルバー人材センター会員就業規約

(目的)

第 1 条 この規約は、公益社団法人京田辺市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関し、必要な事項を定める。

(会員の定義)

第 2 条 会員は60歳以上の健康な者であって、臨時的かつ短期的またはその他軽易な業務に掛かる就業を通じ、自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者であること。

2 会員は、シルバー事業を通じて地域社会に貢献するとともに、高齢者の社会参加生きがいつくりの提供の拠点として、「自主・自立」「共働・共助」の理念に基づき積極的に事業の推進を図るものとする。

(入会)

第 3 条 センターに入会しようとする者は定款第6条の規定に基づき、入会説明会を受講し、別に定める入会のしおりの内容を熟知し、納得したうえで、入会申込書兼会員票（別記第1号様式）に必要事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

(退会および登録内容の変更)

第 4 条 会員が退会しようとするときは、定款第9条の規定に基づき、登録変更・退会届出書（別記第2号様式）に必要事項を記入し、理事長に届け出なければならない。また、会員の登録内容に変更があった場合にも、登録変更・退会届出書に変更事項を記入し、提出するものとする。

(会員の責務)

第 5 条 センターの会員は、定款第3条の目的を達成するため、お互いの経験、能力及び個性を尊重し、協力し合って会員自身の創意性を発揮しながら就業機会を拡げ、その健康と福祉の増進を図ると共にセンターの発展に寄与するものとする。

(会員の就業基準)

第 6 条 センターは、会員が適正な就業を行うため、公益社団法人京田辺市シルバ

一人材センター適正就業基準を設けるものとする。

2 会員は、前項に基づき、就業するものとする。

(会員の遵守事項)

第 7 条 会員は、別に定める京田辺市シルバー人材センター安全就業基準及び次に掲げる事項を遵守するものとする。

- ① 会員は、常にセンターの模範として就業に励み、就業以外であっても他人に迷惑をかけることなく秩序を守り、自覚と誇りをもって行動するものとする。
- ② 会員は、ボランティア活動に積極的に参加し、地域社会に貢献するものとする。
- ③ 作業には、誠意と責任をもって就業し、後日苦情を受けたりセンターの信用を失墜することのないよう、充分留意すること。
- ④ やむを得ない事情で約束の就業が出来ない場合は、事前に事務局に連絡すること。
- ⑤ 就業にあたっては、事前に事務局から説明を受けた作業内容と実際の作業が異なる場合は、必ず事務局へ連絡し許可を受けてから就業すること。
- ⑥ 就業にあたっては、約束の始業及び終業時間を遵守するとともに、雨天等で休業する場合は、必ず発注者に連絡すること。
- ⑦ 終業にあたっては、事故の防止に努めるとともに、自ら安全衛生の確保に万全を期さなければならない。
- ⑧ 会員は、発注者から直接契約金（配分金）を受け取らないこと。
ただし、少額の契約金（1,000円以下）については、受け取れるものとし、契約金を授受した会員は速やかに事務局へ納入しなければならない。
- ⑨ 就業の際は、事務局より「就業報告書」（別記第3号様式）を受け取り、必要事項を記入のうえ、作業終了時に発注者より履行確認欄への「確認印」を受領し、当該月の3日までに事務局に提出するものとする。
- ⑩ 会員は、仕事上知り得た業務上の機密事項及び個人情報等、発注者の不利益になることは、他に漏らしてはならない。
- ⑪ 会員はセンターを経由せず、闇就業をしてはならない。

(会員証)

第 8 条 センターは会員として登録した者に対し、会員の身分を証明する証票とし

て会員証兼名札「以下（会員証」という。）（別記第4号様式）を交付する。

- 2 会員は、会員証の記載事項の変更があったとき、又は汚損、き損したときは速やかに会員証を理事長に提出し、変更後の会員証の交付を受けなければならない。
- 3 退会により会員の身分を有しなくなった者は、速やかに会員証をセンターに返還しなければならない。
- 4 会員は、会員証を次のとおり管理しなければならない。
 - (1) 就業時には会員証を必ず携帯し、名札として着用するものとする。
但し、名札として着用することが就業上の妨げとなる場合はこの限りでない。
 - (2) 会員は、会員証を他人に貸与し、または譲渡してはならない。

(仕事の受注)

第9条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接交渉当事者とならない。

- 2 センターは、受託した仕事との関係において、就業する会員の安全・災害の防止等に配慮するとともに、会員の年齢、健康及び能力に応じた就業を提供するよう努めるものとする。

(仕事の配分手順等)

第10条 センターは受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書をもって記録するものとする。

また、センターは会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

- 2 会員は、作業日報を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を作業日報に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は作業日報締切り期日後、定められた日までにセンターに提出しなければならない。

(安全衛生)

第11条 センターは、会員の安全及び衛生に関し、常に配慮するとともに災害の防止に努めなければならない。

(就業上の留意事項)

第12条 会員が共同作業等を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 就業会員は、職域班長（以下「班長」という。）及びグループ長等と連携を図り、職域班での取り決め事項（内規）について、遵守するものとする。
- ② 班長及びグループ長等は、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せ等を行うものとする。
- ③ 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力するとともに、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神を持って就業すること。
- ④ 就業会員が就業中、怪我をし、又は身体や健康状態が異常となる等、もしくは、第15条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちにグループ又は班長、及びセンター、並びに発注者に連絡をする等の応急処置を講ずるものとする。

（就業の制限）

第13条 センターは、会員の健康状態が良好でないと認められるときは、一定期間就業を停止するか、又は職種を変更する等、配慮するものとする。

（就業の終了と停止及び罰則）

第14条 会員が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、その就業を終了、又は停止するものとする。また、この規約に違反した会員については、理事会に諮り、定款第10条の規定及び就業の一時停止処分等の措置を講じるものとする。

- ① 会員が死亡したとき。
- ② 会員が会員就業規約に違反したとき。
- ③ 会員から就業を取りやめたいと申し出のあったとき。
- ④ 就業の定められた期間が満了したとき。
- ⑤ 天変地変、その他やむを得ない事由によって、仕事の継続が不可能となったとき。
- ⑥ 会員の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき。
- ⑦ 会員が発注者等に対し、著しい不快感及び不利益を与えたとき。
- ⑧ 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき。

(傷害保険)

第15条 センターは、会員の災害に対処するため「シルバー人材センター団体傷害保険」に加入し、保険約款の定めるところにより、補償を行うものとする。

2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届け出て指示に従うものとする。

(損害保険)

第16条 センターは、会員の就業中における、発注者、又は第三者の身体もしくは財物への損害に対処するため、「賠償責任保険」に加入し、保険約款の定めるところにより、賠償を行うものとする。

ただし、会員負担について、一事故につき25,000円までは自己負担とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年6月13日から施行する。

2 従前の京田辺市シルバー人材センター会員の就業規約(平成3年12月6日)はこの規約の施行日から廃止する。

附 則

この規約は、平成21年9月15日から施行する(第6条関係)。

附 則

この規約は、平成21年10月28日から施行する(第6条)。

附 則

この規約は、平成23年12月16日から施行する（第6条関係）。

附 則

この規約は、平成24年3月23日から施行する（第6条関係）。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する（第16条関係）。